豊橋市立幸小学校いじめ防止基本方針

１　いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは,いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また,どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに,学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は,児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で,安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに,互いに認め合える人間関係をつくり,集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で,児童が自己肯定感や自己有用感を育み,仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

（1）　いじめについての基本的な認識

いじめとは「当該児童が，一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより，精神的な苦痛を感じているもの」

※本人がいじめられたと感じていれば，たとえ軽微なもの・短期間なものであっても「いじめがあった」という認識のもとに，迅速かつ誠実に対応する。

（2）　学校のいじめに対する基本姿勢

・人権教育，道徳教育を進める。
・差別する心の撤廃，同じ人間として尊重し，助け合う，いじめのない豊かな心の育成を教育活動全体の場で推進する。
・毎月生活点検を行い,いじめ根絶を目ざして問題の早期発見・早期解決に取り組む。

（3）　育てたい児童の力や教師の役割

・思いやりのある子（にこにこ）
・いたわりの気持ちをもち，正しい判断力を身につけさせ，心身ともに健やかな児童の育成を図る。（豊かな心，人間性の向上）
・学級経営を基本とし，友達どうし助けあう学級づくりをめざす。
・いじめをしない，いじめの傍観者をつくらない学級経営に努める。
・いじめをされた子の居場所として，グリーンルームを設置し，教室復帰のための準備をする。
・月に一度「生活アンケート」を実施して児童の生活実態を把握し，いじめや不登校を早期発見し,「生活サポート委員会」にて正しく状況を把握する。さらに，いじめが再発しないように早期かつ適切な対処を図る。また，学期に１度家庭に持ち帰って記入する生活アンケートを実施し，保護者と一緒に回答してもらうことで家庭での様子を把握する。
・保護者や地域，スクールカウンセラーなど各相談機関との連携を密にして，児童の心のサポートを行う。

２　いじめ防止対策組織

いじめ防止対策組織は，校長,教頭,教務主任,校務主任（生活サポート主任）,学年主任,養護教諭で構成する。必要に応じてSC，民生委員，教育相談員を加える。

（１）「生活サポート」の役割

ア　「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

・学校教育活動アンケートを行い, 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い, 改善策を検討していく。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り, 教職員の共通理解を図る。

・月に一度の生活アンケートや学期に１回持ち帰りの生活アンケートを実施する。また，教育相談の結果の集約, 分析, 対策の検討を行い, 実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ　児童生徒や保護者, 地域に対する情報発信と意識啓発

・随時, 学校だよりやホームページ等を通して, いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・本校においては「生活サポート委員会」，毎月の職員会後の児童理解の会，（毎月　各一回実施する小委員会【低学年部会，高学年部会】）がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念, 児童からの訴えを, 特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

・いじめがあった場合, あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は, 正確な事実の把握に努め, 問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

・担任・主任（学年主任またはサポート主任）は，事実把握後，軽微な事案か重大な事案かを判断する。重大な事案および判断に迷う事案については，校長または教頭に連絡する。「４　重大事態への対応」へ

・事案への対応については, 生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また, 必要に応じて, 外部の専門家, 関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断した場合も, その後の児童の様子を見守り, 継続的な指導・支援を行う。

３　いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防,早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

（１）　いじめの未然防止の取り組み

ア　児童同士の関わりを大切にし,互いに認め合い,ともに成長していく学級づくりを進める。

イ　児童の活動や努力を認め,自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ　教育活動全体を通して,道徳教育・人権教育の充実を図るとともに,体験活動を推進し,命の大切さ,相手を思いやる心の醸成を図る。

エ　情報モラル教育を推進し,児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め,ネットいじめの加害者,被害者とならないよう継続的に指導する。

（２）いじめの早期発見の取り組み

ア　生活アンケートの実施や面談週間で児童から話を聞く場を定期的に設定し,児童

の小さなサインを見逃さないように努める。

イ　教師と児童との温かい人間関係づくりや,保護者との信頼関係づくりに努め,いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ　校内相談室を整備したり,スクールカウンセラーを活用したりして ,児童が相談しやすい環境を整え精神的なサポートに努める。

エ　スズキ校務の日々の記録に入力する習慣をつけ，正確な事実把握や関連する案件の認知など，背景や実態を踏まえて早期に迅速な対応ができるようにする。

オ　外部の相談窓口の紹介,周知を図る。

（３）いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。

イ　被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ　加害児童には教育的配慮のもと,毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ　教職員の共通理解,保護者の協力,スクールカウンセラーやココエール，ソーシャルワーカー等の専門家や,警察署,児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組0532む。

オ　いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い,いじめを見過ごさない,生み出さない集団づくりを行う。

カ　ネット上のいじめへの対応については,必要に応じて警察署等とも連携して行う。

４　重大事態への対応

（１）重大事態が生じた場合は, 速やかに教育委員会に報告をし, 【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。

（２）学校が事実に関する調査を実施する場合は, 「幸小学校いじめ調査委員会」を設置し, 事案に応じてスクールカウンセラー, 市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。

（３）調査結果については, 被害児童, 保護者に対して適切に情報を提供する。

（４）市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を図り,加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

５　学校の取り組みに対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては, ＰＤＣＡサイクル（ＰＬＡＮ→ＤＯ→ＣＨＥＣＫ→ＡＣＴＩＯＮ）で見直し, 実効性のある取り組みとなるよう努める。

（２）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校教育活動アンケートを年に１回実施（１２月）し, 生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

６　その他

（１）いじめ防止に関する校内研修を年２回以上計画し, 児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

（2）「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
（3）長期休業の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【重大事態発生時の調査対応図】

重大事態の発生

↓

教育委員会へ重大事態の発生を報告

↓

教育委員会が調査の主体を判断

↓

学校が調査主体となった場合

学校に重大事態の調査組織を設置

※「幸小学校いじめ調査委員会」を設置する。
※組織の構成については，専門的知識及び経験を有し，当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

↓

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず，客観的な事実関係を速やかに調査する。
※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

↓

いじめを受けた児童およびその保護者へ適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ，情報を適切に提供する。
※調査に当たって実施するアンケートは，調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

↓

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば，いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

↓

調査結果を踏まえた必要な措置

※重大事態発生時の対応のポイント参照

※調査結果を踏まえ，再発防止に向けた取り組みを検討し，実施する。
※当該加害・被害児童・保護者へのケア・見守りの継続。
※再発防止に向けた取り組みを行う。